

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年3月28日
【会社名】	株式会社日住サービス
【英訳名】	The Japan Living Service Co., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大西俊二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田1丁目11番4-300号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長大西俊二は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関し責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2018年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価の範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果をふまえ、連結売上高を指標にその構成比を検証した結果、当社単体で3分の2に達していたことから、当社1社を評価の対象事業拠点といたしました。また、事業目的に大きく関わる勘定科目を「売上高」「営業未収入金」「完成工事未収入金」「販売用不動産」とし、それらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

2018年11月下旬に当社の会計監査人より、当社の元取締役経理部長の自己承認による現金を用いた一部の経費利用について不正の疑いがあるとの指摘を受け社内調査を行った結果、小口現金の横領がなされている事実が判明いたしました。当社は、元取締役経理部長の職責に鑑み、調査範囲の拡大及び深耕が必要と考え、当社から独立した立場から客観的かつ専門的に事実を究明することを目的として、利害関係を有しない外部の専門家による第三者委員会を設置し調査を行いました。

第三者委員会の調査の結果、当事業年度を含め約7年間にわたり、「個人の遊興による高額な飲食代金について、当社の接待交際費として精算し、領得したもの」「印紙を購入するという名目で小口現金から現金を出金し、購入せずにそれを領得したもの」「購入後の印紙を持ち出して、換金して代金を領得したもの」「役員の架空の出張旅費を代理申請として精算書を作成し、あるいは精算書すら作成せずに精算処理して領得したもの」等の手口で小口現金を利用した不正が行われていたことが判明いたしました。

これらの事実を長きに亘って発見することができなかったのは、「役職員の権限と責任が不明瞭であること」「上場会社の役員に求められる一般的な会計リテラシーが欠如していたこと」「不正の予防や早期発見、リスクマネジメ

ントへの関心が薄いこと」「不正防止のために必要な内部監査部門が存在していないこと」「経理部担当者の人的資源が薄く、チェックが極めて甘かったこと」が根本的な原因であると考えられるため、関連する全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制に整備上の不備があると判断いたしました。

これらの事実の質的重要性を考慮した結果、上記の不備は財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

開示すべき重要な不備が、当事業年度末までに是正されなかった理由は、上記不正の発覚が期末日近くであったため、不正の原因の特定が当事業年度末日以降となったためであります。

開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、財務諸表及び連結財務諸表において適正に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識し、上記の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を策定し推進いたします。

①コーポレートガバナンス機能の再構築

- ・職務権限規程及び運営組織の見直しによる役職員の権限と責任の所在の明確化
- ・内部統制システムの機能の見直し

②本件不正の領得手段に対応する具体的なチェック体制の見直しと役職員の会計リテラシーの向上

- ・自己承認禁止と本件不正に対応する具体的チェック体制の整備
- ・内部監査室の新設
- ・役職員の会計リテラシーの向上

③コンプライアンス経営の強化

- ・役職員を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修の実施
- ・社内通報制度の有効性の向上
- ・コンプライアンス委員会の機能の見直し

4 【付記事項】

3 [評価結果に関する事項]に記載した開示すべき重要な不備を是正するための再発防止策のうち、当事業年度の末日後、内部統制報告書提出日までに以下の是正措置を実施いたしました。

① 職務権限規程及び運営組織の見直しによる役職員の権限と責任の所在の明確化

2019年1月31日開催の臨時取締役会において、職務権限規程の見直しを行い、業務執行に關する責任の所在について検討し、17項目の決裁事項について社長から担当役員への権限の委譲を決定しております。

また、2019年3月26日開催の取締役会において、各担当役員を本部長とする業務内容に沿った3本部制へ移行する組織変更を決定しております。

② 自己承認禁止と本件不正に対応する具体的チェック体制の整備

2019年2月22日より、経理部内において以下の再発防止策を整備し運用しております。

- ・会計システムの自己承認伝票の禁止及び経理部長による現金伝票起票の禁止
- ・手許現金金庫及び収入印紙の保管・管理体制の見直し
- ・手許現金出納時及び収入印紙受払時の出納簿・管理簿への適時記帳、週1回経理部長による残高チェック
- ・出張旅費仮払時における決裁文書の確認、仮払金精算時における承認済出張旅費精算書の確認

③ 監査室の新設

2019年3月1日に、代表取締役社長直轄の部門として監査室を専任者1名、兼任者3名体制にて設置いたしました。上記、経理部内におけるチェック体制を対象とし、2019年1月以降の対象データについて社内監査を実施しております。

今後も、本件是正措置につきましては継続的なモニタリングを行うとともに、引続き再発防止策に掲げた対応策を推進いたします。

5 【特記事項】

該当事項はありません。